

2022年11月25日

契約監査会社 御中
契約研修機関 御中

JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.0 の適用開始及び移行対応

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「JFSM」という）の活動にご支援ご協力賜り誠に有難うございます。

この度、弊協会は、JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 2.1（以下「プログラム文書 Ver. 2.1」という）を改定し、2022年11月25日にJFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 3.0（以下「プログラム文書 Ver. 3.0」という）を公表致しました。本規格の適用開始並びに契約監査会社・契約研修機関・適合証明組織の移行対応につき、下記のとおり通知致します。

敬具

記

1. 移行方針

1.1 適用開始の原則

プログラム文書 Ver. 3.0 は、2022年11月25日に適用を開始する。運用を行う各機関は2023年12月31日までに移行を完了しなければならない。ただし、後述の1.2、2に定める事項は例外とする。

1.2 監査会社の承認審査

監査会社の承認審査に係る要求事項（プログラム文書 Ver. 3.0 3.3）については、プログラム文書 Ver. 2.1 の適用期限及びプログラム文書 Ver. 3.0 の適用開始を以下のとおりとする。

- 2023年12月31日までにJFSMがJFS 監査及び適合証明業務に関わる監査会社登録申請書（以下、「監査会社登録申請書」という）を受理した法人については、適用するプログラム文書のバージョンは、審査に先立ちJFSMと相談した上で、決定する。
- 2024年1月1日以降にJFSMが監査会社登録申請書を受理した法人については、JFSMは、プログラム文書 Ver. 3.0 に基づいて承認の審査を実施する

2. 改定に伴う対応

2.1 契約監査会社の対応

1) 移行対応期限

契約監査会社は、後述する要求事項を除き、2023年12月31日までに、プログラム文書 Ver. 3.0 への移行対応を完了しなければならない。

JFSM は、移行確認のための定期審査（プログラム文書 Ver. 3.0 3.5.1）を以下のプロセスにより実施する。

- ① 2023 年 1 月 1 日以降に契約監査会社に対して実施する定期審査において、プログラム文書 Ver. 3.0 への対応状況を確認する。ただし審査基準はプログラム文書 Ver. 2.1 とする。
- ② 2024 年 1 月 1 日以降に実施する定期審査はプログラム文書 Ver. 3.0 を審査基準とする。

2) 監査工数

契約監査会社は、現地監査が 2023 年 12 月 31 日までに実施される監査については、プログラム文書 Ver. 2.1 に基づく監査工数とすることができる。

2024 年 1 月 1 日以降に実施する現地監査の監査工数については、プログラム文書 Ver. 3.0 付属書 1 に従わなければならない。

契約監査会社は、本通知 1) ①及び②に基づき監査工数を移行することができない特段の事情がある場合には、JFSM と協議の上、移行方針を決定する。

3) 適合証明情報の登録及び適合証明書の変更

監査会社は、すでに適合証明された組織に対してプログラム文書 Ver. 3.0 に基づく監査を行った場合、判定完了後に、JFSM-DB において、「登録組織情報」の「プログラム文書の Ver.」を「3.0」に変更する。

2023 年 12 月 31 日までにプログラム文書 Ver. 2.1 に基づいて適合証明書を発行した組織については、プログラム文書 Ver. 3.0 4.10 適合証明書の発行 の適用は、次回再発行時（適合証明の更新時もしくは登録情報変更により適合証明書の変更を行う場合）とすることができる。

5) 力量評価員による監査員・判定員の登録

監査会社は、2024 年 1 月 1 日までに力量評価員の運用を開始しなければならない。JFSM は、2022 年 11 月 25 日から力量評価員の登録申請を受け付ける。

6) 監査員・判定員の初回登録

契約監査会社が、プログラム文書 Ver. 3.0 5.2 (1) 及び 5.3 (1) に従い、監査員・判定員を新規に登録する場合のプログラム文書 Ver. 2.1 の適用期限及びプログラム文書 Ver. 3.0 の適用開始を以下のとおりとする。

- ① 2023 年 12 月 31 日までに JFSM が監査員判定員登録追加変更申請書（以下、「監査員登録申請書」という）を受理した監査員・判定員の登録については、JFSM は、原則として、プログラム文書 Ver. 2.1 に基づいて審査を実施する。
- ② 2024 年 1 月 1 日以降に JFSM が監査員登録申請書を受理した監査員・判定員の登録については、JFSM は、プログラム文書 Ver. 3.0 に基づいて承認の審査を実施する。

7) 監査員・判定員の力量評価

プログラム文書 Ver. 3.0 5.2 (3) 及び 5.3 (3) の力量評価について、2023 年 12 月 31 日までに登

録された監査員・判定員に対しては、少なくとも 2026 年 12 月 31 日までに 1 回の評価を行う仕組みとすること。

表 1 監査会社の移行対応スケジュール

プログラム文書 Ver3.0 の適用時期	年	2023												2024 以降	
	月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12
監査会社における運用				準備でき次第運用開始										12/31 移行期限	
力量評価員の登録・運用				準備でき次第登録										12/31 移行期限	
監査員・判定員の登録 5.2 (1)、5.3 (1)															1/1 以降 Ver.3.0
JFSM が実施する定期 事務所審査基準															1/1 以降 Ver.3.0

2.2 契約研修機関の対応

監査研修の契約研修機関は、プログラム文書 Ver. 3.0 に基づいて研修資料を改訂するとともに、プログラム文書 Ver. 3.0 の変更点を講師に周知させなければならない。研修機関は、研修資料の改定にあたり「JFSM 承認研修機関 及び講師に係る承認基準文書 Version. 3.0」5.6.1 に基づき変更の承認を申請しなければならない。2024 年 1 月 1 日以降に実施する研修は、プログラム文書 Ver. 3.0 に基づく研修としなければならない。

3. 失効文書について

以下の通知文書は 2023 年 12 月 31 日をもって失効とする。

- ・ JFS 規格の適合証明書の更新に関する通知 (JFSM_2020_A01N02)

以上